

一部改正	平成 22 年 3 月 26 日 付け 21 統計第 1027 号
一部改正	平成 24 年 2 月 9 日 付け 23 統計第 1153 号
一部改正	平成 24 年 10 月 1 日 付け 24 統計第 696 号
一部改正	平成 26 年 11 月 20 日 付け 26 統計第 1572 号
一部改正	令和 6 年 6 月 20 日 付け 6 統計第 321 号

## 水稻の作柄に関する検討会開催要領

### 1 趣 旨

水稻の作柄等について広く一般に正確な情報を提供する観点から、温暖化等の気候変化や稲作栽培技術の動向が水稻生産に与える影響及び気象推移等が作柄に与える影響等について専門的見地から意見を聴くため、学識経験者等で構成する水稻の作柄に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### 2 構成及び運営

検討会の構成及び運営は次のとおりとする。

- (1) 検討会は、学識経験者等をもって構成する。
- (2) 検討会の座長は、構成員の中から互選により選任する。座長は、座長代理を指名することができる。
- (3) 検討会は、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）が招集する。
- (4) 検討会は、非公開とし、議事概要を作成し公表する。
- (5) 検討会の配布資料は、公表する。ただし、公表することにより、特定の個人又は団体に不当な利益又は不利益をもたらす恐れがある場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (6) 検討会の事務局は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課に置く。

### 3 検討事項

- (1) 水稻の 10a 当たり平年収量に関する事項
- (2) 水稻の作柄に関する事項
- (3) その他統計部長が必要と認める事項

### 4 開催時期

検討会は、次に掲げる時期に開催する。

- (1) 3 の (1) に係る事項については、品種動向等の生産事情が把握可能で、かつ、水稻共済の基準収量の決定に係る事務が開始される前の時期
- (2) 3 の (2) に係る事項については、は種から収穫までの生育ステージの間において統計部長が必要と認める時期
- (3) その他統計部長が必要と認める時期

### 5 現地調査の実施

検討会は、その趣旨に基づき、必要に応じて現地調査を実施する。

### 6 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は、2 年以内とする。
- (2) 構成員は、再任されることができる。